

インド知財情報メール：第 2020-4 号、2020 年 5 月 19 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- 【1】 インド全土で外出禁止措置が 5 月 31 日まで延長
- 【2】 インド知的財産庁における期限の延長について

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】 インド全土で外出禁止措置が 5 月 31 日まで延長**

インドでは 3 月 25 日から実施されております全土を対象とした外出禁止措置が 5 月 31 日まで延長されました (MHA ORDER No. 40-3/2020-DM-I(A) dated 17th May, 2020)。感染者が増加傾向にある地域があり、感染者増加に歯止めがかからない状況です。

インド全土をレッドゾーン、グリーンゾーン、オレンジゾーンに分け、感染者の少ない地域から段階的に外出制限が緩和されるとのことです。なお、行政機関は運用を開始します。一方、空路、電車、バス、学校の再開やショッピングモールなどの営業が引き続き禁止されます。地域によっては店舗や工場も閉鎖されます。

**【2】 インド知的財産庁で期限の延長について**

インド知的財産庁は、5 月 18 日に、「3 月 15 日～5 月 17 日に入る全ての期限を 6 月 1 日とする。5 月 18 日およびそれ以降については期限の延長はない」という内容の通知を同庁のホームページで公開しました。すなわち、例えば 5 月 18 日が期限だった場合、期限は延長されないことになります。

[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Public\\_Notice\\_dated\\_18-5-2020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Public_Notice_dated_18-5-2020.pdf)

なお、インド知的財産庁は 4 月 20 日から一部の業務を開始しています。また、ロックダウン期間中もオンライン出願やオンラインでの書類の提出を受け付けていますので、出願人様におかれましてはなるべくインドにおける法定期限は徒過しない運用をすべきと考えます。

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。  
-----

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。